

会社分割に関する事後開示事項について

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社パソナグループ
代表取締役 南部 靖之

兵庫県淡路市野島臺浦985番地1
株式会社パソナスマイル
代表取締役 山本 絹子

株式会社パソナグループ（以下「パソナグループ」といいます）と株式会社パソナスマイル（以下「パソナスマイル」といいます）は、2020年6月1日を効力発生日として、パソナグループを吸収分割会社、パソナスマイルを吸収分割承継会社とする会社分割（以下「本件分割」といいます）を行いました。本件分割に関する事後開示事項につきまして下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 会社法第789条及び第799条の規定による債権者保護手続の経過
パソナグループは、パソナスマイルに承継される債務について重疊的債務引受を行い、当該債務に関する債権者が不利益を受けることはなかったため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
また、パソナスマイルは、会社法第799条の規定により、2020年4月28日付の官報において、債権者に対し、本件分割に関する異議申述の公告を行うとともに、知れている債権者に対し、本件分割に関する異議申述の催告を個別に通知いたしました。申述期限までに異議を申述された債権者はありませんでした。
2. 本件分割が効力を生じた日：2020年6月1日
3. 本件分割の登記（会社法第923条の吸収分割の登記）の日：2020年6月1日
4. 本件分割により承継した重要な権利義務
パソナスマイルは、2020年6月1日をもって、パソナグループから、淡路島における飲食事業の一部に関する権利義務を引き継ぎました。なお、パソナスマイルがパソナグループから引き継いだ権利義務は、添付の「分割契約書」に記載のとおりであります。
5. 会社法第785条及び第797条の規定による手続の経過
パソナグループは、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行っているため、会社法第785条の手続は行っておりません。また、パソナスマイルは、会社法第796条第1項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行っており、特別支配会社たるパソナグループ以外に株主はいないため、会社法第797条の手続きは行っておりません。
6. 会社法第787条による手続の経過
パソナグループは新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。
7. 会社法第784条の2及び第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
パソナグループは、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行っているため、会社法第784条の2但書に定める場合に該当し、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。また、パソナスマイルについては、会社法第796条の2の規定による請求はなされていません。

以上



分割契約書

株式会社パソナグループ（住所：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号）（以下「甲」という。）と株式会社パソナスマイル（住所：兵庫県淡路市野島臺浦985番地1）（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲の淡路島における飲食事業の一部（キャラクターをモチーフにした施設に関する事業、以下「本件事業」という。）に関する権利義務の一部（詳細は第3条に定義される。）を、本契約第4条に定義される本件効力発生日をもって乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（分割に際して交付する金銭等）

第2条 乙は、甲の完全子会社であることから、本件分割に際して、乙は甲に対して金銭等を交付しない。

（乙が甲から承継する権利義務）

第3条 乙は、第4条に定義される本件効力発生日をもって、本件分割により、甲から、甲が本件事業に関して有する権利義務のうち別紙記載のもの（以下「本件権利義務」という。）を承継する。なお、債務の承継については重畳的債務引受による。

- 2 前項に基づき乙が承継した債務に係る債権者からの請求を甲が受け、これを支払った場合、甲は乙に対して当該支払額を請求し、乙は速やかに甲に対して支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、本件権利義務の甲から乙への承継に関し、登記、登録、通知、承諾、その他所定の手続が必要となる場合には、相互に協力して当該手続を行う。

（効力発生日）

第4条 本件効力発生日は、2020年6月1日とする。ただし、本件分割にかかる手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

（分割承認総会）

第5条 甲は、会社法第784条第2項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

- 2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行ない、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行なおうとする場合には、あらかじめ協議のうえ、これを行なう。

(競業)

第7条 甲は、本件分割の効力発生後においても、乙が承継する本件事業について競業禁止義務を負わない。

(変更及び解除)

第8条 本契約締結後本件効力発生日までの間において、本件権利義務、又は甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、本契約を変更し、又は本契約を解除して、本件分割を中止することができる。

(契約の効力)

第9条 本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保管する。

2020年4月27日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社パソナグループ
代表取締役 南部 靖之

乙：兵庫県淡路市野島暮浦985番地1
株式会社パソナスマイル
代表取締役 山本 絹子

承継する権利義務

1. 資産

本件効力発生日の前日の終了時点において存在し、本件事業に関して有する一切の資産。但し、以下に掲げるものは除く。

- ①現預金（小口現金、現金釣銭、売上現金（いずれも店舗内に存在する現金に限る。）を除く）
- ②売掛金
- ③預け金
- ④駐車場に関する土地及び賃貸借契約に基づき差し入れている敷金
- ⑤前払年金費用

2. 負債

本件効力発生日の前日の終了時点において存在し、本件事業に関して負担する一切の負債。但し、以下に掲げるものは除く。

- ①買掛金
- ②未払金
- ③未払法人税等、未払消費税等その他の租税債務
- ④未払いの報酬支払債務、賃金支払債務その他人事労務に関する金銭支払債務（本件効力発生日の前日の終了時点における貸借対照表に計上されている賞与引当金を除く。）
- ⑤4.において承継対象から除外されている契約に関連する負債、義務又は債務

3. 雇用契約

本件効力発生日の前日の終了時点において本件事業に従事する従業員（但し、会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」という。）第4条第1項に基づき異議を述べた者を加え、同法第5条第1項に基づき異議を述べた者を除く。）と甲との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務（但し、2.④に規定する負債を除く。）。

4. 契約（3.に規定する雇用契約を除く）

本件効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲を当事者として本件事業に係る契約に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

但し、以下に掲げるものを除く。

- ① 株式会社パソナふるさとインキュベーションとの間で締結している契約
- ② 2018年3月30日付、株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）との実行可能期間付タームローン契約書

5. 許認可

本件効力発生日の前日の終了時点において存在し、本件事業に属する許可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上

